

1 行政文書の開示請求の状況

実施機関	件数	処 理 の 状 況 (件)					
		開示	一部開示	不開示	却下	取下げ	検討中
知 事	2,064 (21)	1,700 (13)	315 (8)	8	0	29	12
病院事業管理者	4	4	0	0	0	0	0
議 会	10 (1)	4 (1)	6	0	0	0	0
教育委員会	52	44	6	2	0	0	0
選挙管理委員会	9	3	6	0	0	0	0
警察本部長	100	7	90	2	0	1	0
公立大学法人青森県立保健大学	1	1	0	0	0	0	0
青森県道路公社	2	1	1	0	0	0	0
計	2,242 (22)	1,764 (14)	424 (8)	12	0	30	12

注1 ()内の数値は、前年度末に検討中であったものに係る件数であり、いずれも外数である。

2 不開示の計12件中、開示請求に係る行政文書を保有していないことを理由とするものは11件である。

2 行政文書の開示決定等についての行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「新行政不服審査法」という。）附則第3条の規定によりなお従前の例によることとされる新行政不服審査法による改正前の行政不服審査法（昭和37年法律第160号）による不服申立て（以下「不服申立て」という。）の状況

(1) 件数及び処理の状況

件数	処 理 の 状 況 (件)					
	認 容	一部認容	棄 却	却 下	取下げ	審理中
1 (5)	0	0 (1)	0 (4)	0	1	0

注 () 内の数値は、前年度末に審理中であったものに係る件数であり、いずれも外数である。

- (2) 不服申立てがあった日から青森県情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に諮問した日までの期間が90日を超えた事案
不服申立てがあった日から審査会に諮問した日までの期間が90日を超えた事案は、なかった。
- (3) 審査会からの答申書の配付があった日から裁決又は決定を行った日までの期間が60日を超えた事案
審査会からの答申書の配付があった日から裁決又は決定を行った日までの期間が60日を超えた事案は、なかった。

3 行政文書の開示決定等及び開示請求に係る不作為についての新行政不服審査法による審査請求（以下「審査請求」という。）の状況

(1) 件数及び処理の状況

件数	処 理 の 状 況 (件)					
	認 容	一部認容	棄 却	却 下	取下げ	審理中
2	0	0	2	0	0	0

- (2) 審査請求があった日から審査会に諮問した日までの期間が90日を超えた事案
審査請求があった日から審査会に諮問した日までの期間が90日を超えた事案は、なかった。
- (3) 審査会からの答申書の配付があった日から裁決を行った日までの期間が60日を超えた事案
審査会からの答申書の配付があった日から裁決を行った日までの期間が60日を超えた事案は、なかった。